

第26回図書館総合展<2024>
「図書館でのより良い医療情報提供のあり方を考える2024～市民の課題を解決する図書館であるために～」
2024年11月20日

コーナーづくりや利用者対応での 信頼できる「がん」情報の提供に関すること

和歌山県立図書館 松田 公利



1. 和歌山県立図書館「がん」関係図書コーナーの開設

【目的】

- 知識
- 情報提供の場
- 啓発
- 命・家族の大切さ

【構成】

- 部位別がんの治療等
- がん全般
- 患者・家族支援
- 闘病記

- 基軸資料：科学的根拠を表した『診療・治療ガイドライン』

コーナー：「公の棚」：図書館の姿勢と意思表示(課題解決)

がん患者さん・ご家族に
安心して使ってもらえる
コーナーづくり



信頼できる情報の収集と提供

2. 確かな「がん」情報を提供する取り組み

- (1) 「和歌山県がん対策推進条例」
- (2) 「和歌山県がん対策推進計画」
(第3次から県立図書館の取組を記載)
- (3) 「和歌山県立医科大学附属病院・和歌山県立図書館がん対策連携推進協定書」
- (4) 「和歌山県立図書館がん・医療・健康の情報提供に係る資料選定基準」
(ホームページに掲載)

県民に、がんに関する正しい知識を

3. 「図書館の自由に関する宣言」第1 図書館は資料収集の自由を有する

- 知る自由を保障する責任を負う機関
 - あらゆる資料要求にこたえなければならない
 - 資料の思想・主張→支持を意味しない→中立性
- ◆自らの責任で作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う(主体性を持った選書)



4. 信頼できる資料(情報)の案内が必要なときも

- (リクエスト事例)
- 数名の患者の証言で「がん」が治る
 - 特定の食事で「がん」が消える

➡ <標準治療> のことを御存知でない!

資料(情報)案内する OR リクエスト受付にとどめる

図書館司書の役割は? 課題の解決になってる?

必要な人に確かな医療情報が届くよう導くのが図書館司書の仕事

<資料等の把握・コミュニケーション・情報を届けるアイデア>



5. 選書について

医療専門機関等からの助言もいただきながら、図書館ができるアプローチで信頼できる資料を見極めて収集する力を養っていくのも必要

利用者の図書館への信頼

【利用者からもらった言葉が嬉しかった!】

「よくこの本を選んでくれました! 大きい病院で診てもらっていますが、医師の説明がこの本にほぼ載っていて信頼できるんです。手元に置きたくて自分で購入しました。調子悪くて不安な時、いつも見直しています。だけど司書の皆さんさすがです! **自分でこの本は見つけられてないです。**本当に助かりました、ありがとう。」

6. 確かな情報を増やして提供したい

- 選書は図書館の運営目的を示すもの<不確かな棚から確かな棚へ>
※ 自館の資料構成/収集方針(計画)/選書基準
- 診療ガイドライン主軸に(医療に不可欠な情報源) ~患者・一般向けも発行(金原出版)
- 参考図書: 『今日の治療指針』(年版/医学書院), 『標準・傷病名事典Ver.4.0』(医学通信社), 『健康食品・サプリ[成分]のすべて<第7版>』(同文書院)
- 本の著者をよく調べて選定(サイニリーサーチ・グーグルスカラーなど)
- 情報確認: がん情報サービス・キャンサーネットジャパン・日本医学図書館協会(資料案内)・日本医書出版協会(信頼の出版社)・最寄りがん相談支援センターなど
- 取組参考: 『やってみよう図書館での医療・健康情報サービス』(日本医学図書館協会/医療・健康情報ワーキンググループ編著/2017年第3版)

■ 信頼できる資料等が際立つ提供のアイデア

➡「がん情報ギフト」は、信頼情報スペースを作る絶好の機会

注) 図書館の自由に関する宣言 第2 図書館は資料提供の自由を有する
「図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。」

7. 確かな医療・健康情報を提供する理由を考える

① 「知る権利」の保障

② 「健康に生きる権利」の尊重

7-1. 知る権利の保障 ~幸せで健康である生活を送るために必要情報を得る権利~

正確な医療・健康の情報や知識を得られなければ

その目的達成には、
確かな情報が必要

- 「知る権利」の個人権的機能(定義)
浜田純一執筆, 「知る権利」『日本大百科全書』(小学館) 抜粋
☞ 「情報化社会といわれる現代社会では、個人が幸福を追求し、健康で文化的な生活を送っていくためには、十分な情報を利用できることが不可欠である。」
※ 日本国憲法 第13条(幸福追求権)・第25条(生存権)関係
- 「公立図書館の任務と目標」(日本図書館協会)
第1章 基本的事項(公立図書館の役割と要件) 抜粋
☞ 「人間は、情報・知識を得ることによって成長し、生活を維持していくことができる。」

7-2. 健康に生きる権利の尊重

個人の「健康に生きる権利」を尊重した医療・健康情報の提供

- 日本国憲法 第13条
「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
- 日本国憲法 第25条第1項(生存権)
「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
※ 参考資料: 下山暎二 執筆, 「健康権」『世界大百科事典 改定新版』(平凡社)
- 2018年4月16日
中央教育審議会生涯学習分科会公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ(第4回) 公立図書館の所管の在り方等に関する意見 公益社団法人日本図書館協会
一. 公立図書館の位置づけ(抜粋)
「日本国憲法との関係でみれば、学習権(教育を受ける権利)、学問の自由、生存権、表現の自由と知る権利等を保障する機関である。」
- 「公立図書館の任務と目標」第1章 基本的事項(公立図書館の役割と要件) 抜粋
「公立図書館は住民の生活・職業・生存と精神的自由に関与する機関である。」

7-3. 「生命・健康」に係る人権の国際基準

●世界人権宣言

第三条

「すべての人は、**生命**、自由及び**身体**の安全に対する**権利**を有する。」

●国際人権規約

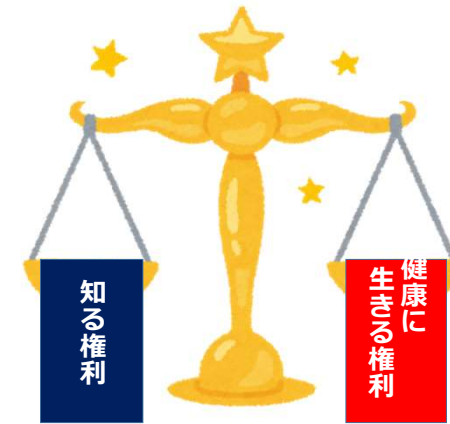
＜経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約＞（A規約）

第十二条の1

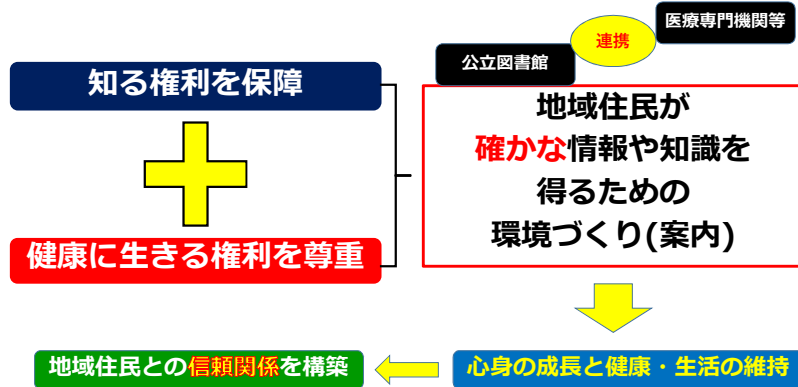
「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の**身体及び精神**の健康を**享受する権利**を有することを認める。」

●2024年世界保健デーのテーマ（世界保健機関：WHO）

「私の**健康**、私の**権利**（My Health, my right）」



7-4. 医療・健康情報を提供する考え方(方向性)



8. ある図書館司書が投稿した文章を読んで…

— 図書館・司書は、個人の生命にどう寄り添えるだろう —

鈴木 均 さん 浦安市立図書館 司書

- 悪性黒色腫に罹患
- 2018年5月6日に御逝去
- 「朝日新聞」2018年3月21日朝刊
【テーマ】“がんとともに生きる” 病に向き合い 今伝えたいこと
- 投稿タイトル：「家族の恐怖や苦悩にサポートを」

「家族の恐怖や苦悩にサポートを」 図書館司書 鈴木 均

「朝日新聞」 2018年3月21日 朝刊

「(前略) 図書館での仕事の中で、どういう情報を正しく伝えていくかを課題にしてきました。でも私は今、必要なのは正しい情報に加え、同じ患者がどう闘ってきたのか、考えるきっかけを提供するところだと感じてます。図書館の本の中にも、科学的裏付けのない治療法など不確かな情報が紛れ込んでいます。

図書館の司書の仕事は、そういう怪しげな情報で患者が食べ物にされないように、「希望」を失わないように、正しい情報を提供することだと改めて気づかされました。

私も一度昏倒して、死ぬ人間には怖いことはないと分かりましたが、**妻や子どもたち、がんとともに生きる人たちの感じる恐怖や悲しみ、苦しみに対するサポートが十分に得られるような社会であることを、私は今、望みます。」**